



交野市告示第 133 号

住居表示の街区の区域を次のように変更するので、交野市住居表示に関する条例（昭和47年条例第33号）第2条の規定により告示します。

令和3年 6月29日

交野市長 黒田 実



記

1. 変更する街区の区域及び内容

星田北6丁目及び同7丁目の別図1で示す区域を別図2で示すとおりに変更する。
ただし、町の境界は、区画道路35号線の西側側線及び北側側線、並びに、星田駅前線の西側側線で定める。

（注）道路の名称は、星田駅北土地区画整理事業における令和3年4月19日現在の名称である。

2. 変更の実施期日

令和3年8月1日